

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

- 議題
 1. 通達事項（別紙）
 2. 学内委員会委員等の委嘱について（総B1号）
 3. 受託研究、共同研究等の受入について（研B1号）
- 報告
 1. 運営諮問会議について（総B2号）
 2. 寄附金・学術指導の受入について（研B2号）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

- 報告事項
 1. 総務委員会報告
 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B3号）（総B4号）
 3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B5号）
 4. 研究費不正使用の注意喚起（研B3号）
 5. 各委員会報告（経B1号）（教B1号）（教B2号）
 6. その他
 - ・大学院総合文化研究科・教養学部における「学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分に係る申告書」等の取扱いについて（総B6号）
 - ・研究情報管理（RIM）システムの運用について（研B4号）
 - ・1号館オールジェンダートイレについて
- 議題
 1. 教員人事（別紙）
 2. 次期副研究科長予定者の選挙について（総B7号）
 3. 次期副研究科長ならびに次期評議員の選考日程について（総B8号）
 4. スプリット・アポイントメントの更新申請について（総B9号）

○ 教員人事の内容

准教授	提案	8件
教授	提案	12件
	報告	1件

計 21 件

（参考）2024年12月5日総務委員会における拡大教授会、教授会上程議題

- 議題
 1. 教員人事
- 報告事項
 1. 総務委員会報告
 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）
 3. その他

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教務委員会

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

教養学部報委員会

・2024年度 年度末執行に係る伝票等締切日について（経B 1号）

・令和7年度入試に伴う臨時措置（駒場キャンパス）について（教B 1号）
・令和7年度大学入学共通テスト監督補助者募集について（教B 2号）

総務委員会議事要旨（案）

日 時：2024年12月5日（木） 13:15～13:55

場 所：Zoom会議

出席者：49名

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

○ 議題

1. 教員人事（別紙）

○ 教員人事の内容

講 師	提 案	1 件
准 教 授	提 案	8 件
教 授	提 案	10 件
	報 告	2 件

計21件

以上

学内委員会委員等の委嘱について

・委嘱事項 1 件

2024. 12. 19

	委員会名	旧委員	新委員	規則上の任期	新委員の任期
1	第 140 回（2025 年春） 東京大学公開講座企画委員会	おおつか おさむ 大塚 修 准 教 授	すぎやま きよひこ 杉山 清彦 教 授	自 2024. 12. 4 至 2025. 6. 28	自 2024. 12. 4 至 2025. 6. 28

受託研究の受入について

2024年度

2024年12月19日

No.	研究担当者			研究委託機関	事業名	研究題目	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
14	准教授	大関 洋平	言語情報	国立研究開発法人科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業(さきがけ)	認知・脳情報処理による人間らしい言語処理モデルの開発	8,749,000	変更契約 変更後総額: 24,024,000円
85	教授	新井 宗仁	生命環境	国立研究開発法人科学技術振興機構	先端国際共同研究推進事業(基金)(ASPIRE)	効率的エネルギー生産のための酵素改変	0	
86	助教	黒田 直史	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	先端国際共同研究推進事業(基金)(ASPIRE)	ペニング型トラップ中での陽電子および反陽子の冷却技術開発と反水素原子合成・分光への応用	4,680,000	
87	教授	舘 知宏	広域システム	国立研究開発法人科学技術振興機構	先端国際共同研究推進事業(基金)(ASPIRE)	可変立体形状の原理解明と設計手法の確立および組み換えや変形が可能な構造体の製造と人間・環境への適応の実現	1,300,000	
88	准教授	野口 篤史	相関基礎	国立研究開発法人科学技術振興機構	先端国際共同研究推進事業(基金)(ASPIRE)	マイクロ波に基づくトラップイオン制御の国際共同研究	3,094,000	

共同研究の受入について

2024年度

2024年12月19日

No.	研究担当者			共同研究機関	研究題目	研究期間	総額(円)	備考
	役職	氏名	所属					
55	准教授	石原 知洋	情報ネットワーク室	トヨタ自動車株式会社	自動移動プローブノードでの無線LANおよびマルチセルラ環境計測の研究	2024.11.21~2025.3.31	2,990,000	
56	特任 研究員	堀越 耀介	共生のための国際哲学 研究センター	NECソリューションイノベータ 株式会社	代理存在 AI に関する総合考察	2024.12.1~2025.6.30	0	
57	准教授	豊田 太郎	相関基礎	学校法人東京薬科大学	脂質カプセルの作製装置における 研究	2025.1.1~2025.12.31	0	
58	教授	坪井 貴司	生命環境	国立研究開発法人国立環境 研究所	蛍光タンパク質型センサーを用いた 毒性スクリーニング実験系の開発	2024.11.1~2029.3.31	0	

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 第十期運営諮問会議

第2回会議

諮問事項「教養学部における数学教育の現状と将来に向けた課題」

2003年に制定された「東京大学憲章」には、「高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者的精神をもった、各分野の指導的人格を養成する」との記載があります。またその実現のため、同じく東京大学憲章には「学部教育において、幅広いリベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門教育と有機的に結合する柔軟なシステムを実現し、かつ、その弛まぬ改善に努める」とあります。数学の学びは、自然科学における専門的知識を得る上で必要であることはもちろんですが、文科生のように専門では必ずしも数学を必要としない学生の数学リテラシー向上にも重要だと思われます。一方で、東京大学における入学試験科目としての数学の難しさは周知のところであり、それは教養における数学の履修についても同様です。逆に、専門分野で重要性が増している数学分野（例えば線形代数）の学びが高校では行われななど、教育制度上のちぐはぐさも目立ちます。以上のように、現在の数学教育にはいくつかの課題もありそうです。

運営諮問委員の皆様には、今、東大生に求められる「数学の理解力、洞察力、実践力、想像力」とはどのようなものか、数学を専門とする学生・しない学生それぞれに対してよりよい数学教育を実践するために総合文化研究科・教養学部は何をなすべきか、大所高所から忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。

つきましては、上記諮問事項に関してご意見とご教示をたまわりますよう、お願い申し上げます。

寄附金の受入について

2024年度

2024年12月19日

	No.	受入担当者			寄附者	寄附目的	総額	備考
		役職	氏名	所属				
寄附金	73	准教授	北西 卓磨	生命環境	公益財団法人 精密測定 技術振興財団	研究等助成のため	2,500,000	
	74	特任研究員	須田 佳代	相関基礎	公益財団法人 精密測定 技術振興財団	研究等助成のため	2,500,000	
	76	講師	岩井 智弘	相関基礎	公益財団法人 小笠原敏晶 記念財団	研究等助成のため	2,000,000	研究支援経費免除
	81	教授	佐藤 守俊	生命環境	Human Frontier Science Program Organization	研究等助成のため	19,608,251	研究支援経費減免
							合 計	26,608,251
						2024年度累計	134,387,028	

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総B3号）（総B4号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B5号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B3号）
5. 各委員会報告（経B1号）（教B1号）（教B2号）
6. その他
 - ・大学院総合文化研究科・教養学部における「学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分に係る申告書」等の取扱いについて（総B6号）
 - ・研究情報管理（RIM）システムの運用について（研B4号）
 - ・1号館オールジェンダートイレについて

○ 議題

1. スプリット・アポイントメントの更新申請について（総B9号）

教授会

○ 議題

1. 次期副研究科長予定者の選挙について（総B7号）
2. 次期副研究科長ならびに次期評議員の選考日程について（総B8号）

○ 教員人事

講 師	提 案	1 件
准 教 授	提 案	2 件
	報 告	1 4 件
教 授	提 案	1 件
	報 告	2 4 件

計 4 2 件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

・2024年度 年度末執行に係る伝票等締切日について（経B 1号）

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

・令和7年度入試に伴う臨時措置（駒場キャンパス）について（教B 1号）

学生委員会

・令和7年度大学入学共通テスト監督補助者募集について（教B 2号）

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

教養学部報委員会

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2024年11月21日(木) 15:00~17:03
場所 Zoom会議
出席者 250名

議 題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、11月7日、11月21日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、10月29日、11月12日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総B2号)に基づき説明・報告があった。

3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料(総B3号)(総B4号)に基づき報告があった。

4. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B3号)に基づき報告があった。

5. 各委員会報告

- ・櫻井英治教務委員会委員長から、2025年度授業日程について、資料(教B1号)に基づき報告があった。
- ・増田建財務委員会委員長から、研究支援経費の申請について、資料(経B1号)に基づき報告があった。
- ・増田建財務委員会委員長から、2024年度における預託金制度について、資料(経B2号)に基づき報告があった。
- ・岡本拓司入試委員会委員長から、令和7年度大学入学共通テスト監督補助者の募集について、資料(教B2号)に基づき報告があった。

6. フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行について

増田建副研究科長から、資料(経B3号)に基づき説明があった。

7. ルヴェソンヴェールの定休日について

研究科長から説明があった。

8. その他

- ・研究科長から、国際卓越研究大学の検討状況について説明があった。
- ・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。

以下、教授会構成員対象の議題です。

教授会

○議 題

1. 次期研究科長予定者の選挙について

次期研究科長予定者の選挙がなされた。

2. 次期副研究科長ならびに次期評議員の選考日程について

研究科長から、資料(総B6号)に基づき説明があった。

研究科長から、次期研究科長予定者の選挙の結果を受け、次期評議員の選考日程については次回教授会で改めて予告する旨説明があった。

○教員人事

講	師	報	告	1 件
准	教	報	告	3 件
教	授	提	案	3 件
	授	報	告	1 0 件

計 1 7 件

以上

議題及び資料

-
- 01 学内外情勢 総長
- (資料1) 学内外情勢
-
- 02 「2024年度女性教員(助教・特任助教)増加のための加速プログラム」の支援部局の決定 林理事
吉江副学長
- * 報告**
- (資料2) 2-1:2024年度「女性教員(助教・特任助教)増加のための加速プログラム」採択部局の決定について、
2-2:2024年度女性教員人事加速サポート 女性教員(助教・特任助教)増加のための加速プログラム(申請要領)
-
- 03 150周年記念事業の進捗報告 津田理事
- * 報告**
- (資料3) 150周年記念事業企画調整委員会活動進捗報告
-
- 04 東京大学オープンキャンパス2025開催日程・開催方針 津田理事
- * 報告**
- (資料4) 東京大学オープンキャンパス2025開催日程・開催方針
-
- 05 SPRING GX及びBOOST NAISの2025年4月募集 太田執行役
- * 報告**
- (資料5) SPRING GX及びBOOST NAISの2025年4月募集について
-
- 06 全学ハラスメント防止研修2024年受講者アンケート中間報告 浅見執行役
- * 報告**
- (資料6) 6-1:全学ハラスメント防止研修2024年受講者アンケート中間報告(2024.11.20速報)、
6-2:全学ハラスメント防止研修2024(和文周知ポスター)、
6-3:2024 University-wide Harassment Prevention Inservice Training (英文周知ポスター)
-

令和6年12月17日(火) 15:00～

議題及び資料

01	学内外情勢 (資料1) 学内外情勢	総長
02	就業規則等の改正(令和7年2月1日改正) * 審議 (資料2) 就業規則等の改正(案)	角田理事
03	「グリーントランスフォーメーション戦略推進センター」の設置 * 審議 (資料3) 学内共同教育研究施設「グリーントランスフォーメーション戦略推進センター」設置の概要	齊藤理事
04	2024年度国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)次世代AI人材育成プログラム(若手研究者支援)にかかる「東京大学教員の新たな人事制度の取扱いについて」の特例 * 審議 (資料4) 2024年度BOOST次世代 AI人材育成プログラムにかかる「東京大学教員の新たな人事制度の取扱いについて」の特例について(案)	相原理事
05	令和7年度(第98回)及び令和8年度(第99回)五月祭開催日程等 * 審議 (資料5) 令和7年度(第98回)及び令和8年度(第99回)五月祭開催日程等	藤垣理事
06	運営方針委員の決定 * 報告 (資料6) 東京大学運営方針委員	総長
07	本学の宿舎におけるジェンダー中立的なフロアを導入する趣旨 * 報告 (資料7) 7-1:本学の宿舎におけるジェンダー中立的なフロア設置の検討について(学内限り)、 7-2:(参考)性的指向及び性自認の多様性尊重推進に係る検討体制(学内限り)	出口執行役 伊藤副学長
08	令和7(2025)年度科研費応募状況および令和6(2024)年度「国際共同研究加速基金(国際先導研究)」の内で * 報告 (資料8) 令和7(2025)年度科研費応募状況(学内限り)	齊藤理事
09	研究情報管理(RIM)システムの運用開始に向けたお願い * 報告 (資料9) 研究情報管理(RIM)システムの運用開始に向けたID取得・入力のお願	齊藤理事
10	教員の研究時間に係るアンケートへのご協力 * 報告 (資料10) 教員の研究時間に係るアンケートのご協力について	角田理事
11	令和6年度本部防災訓練実施報告 * 報告 (資料11) 令和6年度本部防災訓練実施報告	岸執行役
12	令和6年度安否確認訓練実施結果報告 * 報告 (資料12) 令和6年度安否確認訓練実施結果報告	岸執行役
13	東京フォーラム2024の開催報告 * 報告 (資料13) 東京フォーラム2024の開催について	林理事

議題及び資料

14 東京大学統合報告書2024発行の報告

*** 報告**

相原理事
坂田総長特別
参与

(資料14) 14-1:東京大学統合報告書2024、14-2:東京大学版統合報告<IR-Cubed>概念フレームワーク

15 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等

*** 報告**

齊藤理事

(資料15) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等

16 その他

津田理事

(1) 令和7(2025)年度会議等予定表

(資料16) 令和7(2025)年度会議等予定表(案)Ver.1

(2) 若手研究者の国際展開事業(2025年度事業)の公募

齊藤理事

(資料17) 若手研究者の国際展開事業(2025年度事業)の公募

2024年度 年度末執行に係る伝票等締切日について

教養学部等経理課

日頃より会計処理にご協力いただきましてありがとうございます。

年度末になりますと会計処理の量が膨大となり、毎年事務がひっ迫している現状がございます。過度に年度末に執行が集中することのないよう計画的に執行をしていただくとともに円滑な年度末の会計処理にご協力いただきたく、下記のとおり物件・役務等、旅費・謝金・振替の書類の提出締切を作成いたしました。

期限内に書類をご提出いただきますようお願いいたします。

経費区分	種別・担当T 提出物	納品・業務完了月(受 払済)		物件・役務等	旅 費			謝 金	振替	備 考	
		支 払 月	業 務 完 了 月	用度T	経理T			各チーム			
		検収台帳 納品(完了報告)書 請求書	近距離旅費請 求書	出張(命令・ 依頼)申請書	出張報告書	謝金支出伺	支給調書 出勤表等 ※⑤	振替依頼書			
大学運営費(教育研究経費、総長裁量経費及び特定事業費)		2	3	2月28日(金)	3月3日(月)	1月17日(金)	2月12日(水)	実施日の2週 間前まで	3月3日(月)	3月12日(水)	
		3	4	完了後3日以内	4月1日(火)	2月14日(金)	3月21日(金) 期限以降に完了する出張は完了後3日以内(ただし年度最終日4月1日(火)厳守)		完了後3日以内	4月11日(金)	
外部資金等	科学研究費助成事業(科研費)(他機関からの分担金)	1	2	1月31日(金)	1月17日(金)	12月13日(金)	1月17日(金)	実施日の2週 間前まで	2月3日(月)	2月13日(木)	※ A、Bグループ内訳は、研究支援Tより別途通知
		2	3	2月28日(金)	3月3日(月)	1月17日(金)	2月12日(水)		実施日の2週 間前まで	3月3日(月)	
	科学研究費助成事業(科研費)(代表課題、学内分担金)	3	4	3月28日(金)	4月1日(火)	2月14日(金)	3月21日(金) 期限以降に完了する出張は完了後3日以内(ただし年度最終日4月1日(火)厳守)	実施日の2週 間前まで	完了後3日以内	4月11日(金)	
	機関補助金										
	受託研究、受託事業										
共同研究											
寄附金											

※書類が整い次第、締切を待たず速やかにご提出をお願いいたします。

※年度内に発生した検収(納品・完了確認)、出張、謝金が翌年度に書類を提出されることがあります(期ずれ)。年度を過ぎると原則として処理が不可となります。書類の提出漏れがないようご注意ください。

① 残額の把握にあたっては、上記以外のほか定例的に発生する年間契約、電話料等や人件費などの支出も勘案してください。

補助金課題(課題番号3字目がH)の科研費は年度ごとの管理となるため、年度内に必要な執行は上記各提出締切厳守にてご対応ください。

② 基金課題(課題番号3字目がK)の科研費で次年度も継続の課題の場合は、年度内に生じた未使用額を手続きなしで次年度に使用することが可能ですので、年度末に当該年度の交付額を使い切る必要はありません。基金の最終年度課題で、最終年度までに生じた未使用額を翌年度に持ち越して使用したい場合は、補助事業期間延長申請(2月上旬締切予定)を行ってください。

③ 機関補助金、受託研究については、課題によっては特に早い対応が必要なものもありますので、研究支援Tより個別に連絡します。

④ 寄附金については、基本的には、手続きなく翌年度に繰越ができることから、年度末に予算額を使い切る必要はありません。

※ ただし、助成元の求め等の事情で年度内の経費執行が必要な場合は、最終残額をご留意の上、上記提出締切厳守にてご対応ください。

報告書の提出を要する外部資金については、上記の書類提出期限にかかわらず、早めの執行額把握にご留意願います。

⑤ 報告書提出期限が別途定められている外部資金もありますので、担当チームにご確認ください。

報告書の提出後の経費振替は不可ですので、上記締切以内に経費の振替の必要がある場合はすみやかに振替依頼を提出し、残額を確認願います。

⑥ 単純労務謝金・ジュニアスタッフの支給調書・出勤表提出締切については、例月どおり実施月の翌月1日厳守(土日祝の場合は翌業務日)です。

※ 各締切に間に合わない案件は、速やかに担当チームに連絡してください。

教B-1号

令和7(2025)年度入試に伴う臨時措置(駒場キャンパス)について

令和7年度大学入学共通テスト(令和7年1月18日(土)・19日(日))及び第2次学力試験(前期日程)(令和7年2月25日(火)・26日(水))の実施のため、次のとおり入構制限等の臨時措置をとることとする。

1 授業の休止

(1) 大学入学共通テスト

令和7年1月17日(金)は試験場準備のため、原則として授業を休止する。

(2) 第2次学力試験(前期日程)

駒場キャンパスにおける授業ならびに定期試験は終了しているため、この措置はとらない。

2 試験場区域

入試当日、試験場区域はパイロン等によって、その境界を明示する。

3 入構制限等

(1) 入構許可

試験当日は、「受験者」、「本学教職員」、「研究のために特に入構を必要とする本学大学院の学生・研究生」及び「特に入構を許可された者」は入構できるが、その他の者の入構は禁止する。

なお、試験場区域においては、試験の妨げにならないよう静粛にすること。

(2) 「身分証明書等」の提示

入構に際しては、次のとおり「身分証明書等」を提示するものとする。

- ① 「本学教職員」・・・「職員証」
- ② 「研究のために特に入構を必要とする本学大学院の学生・研究生」・・・「学生証・研究生証」
- ③ 「特に入構を許可された者」・・・「入試特別入構証」

(3) 受験者の入構・出構は、大学入学共通テスト及び第2次学力試験(前期日程)とも、正門のみとする。

(4) 「本学教職員」、「研究のために特に入構を必要とする本学大学院の学生・研究生」及び「特に入構を許可された者」の入・出構は、正門(バレーコート脇含む)及び坂下門とする。

(5) 入試当日、西門・北門(野球場門)・裏門・炊事門・梅林門は閉鎖する。

4 備考

(1) 報道関係者等

報道関係者等は、腕章による識別ではなく、本学広報委員会の発行する「入試特別入構証」を所持する者のみ入構を認める(報道関係者の取り扱いは、本学広報委員会を通じて行う)。

(2) 「入試特別入構証」の発行

「入試特別入構証」の発行手続きは、教養学部総務課総務チームで行う(報道関係者を除く)。

(3) その他

入試当日、車輛の入構は原則として禁止する。

事務連絡

令和6年12月19日

専攻長・系長
機構又はセンター等の長
学 科 長
前期部会主任各位
関係プログラム・講座 担当者
非常勤講師の雇用又は委嘱に係る担当教職員

大学院総合文化研究科長・教養学部長

大学院総合文化研究科・教養学部における「学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分に係る申告書」等の取扱いについて（通知）

令和6（2024）年5月14日付け「学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の教員選考段階における確認等について」（以下「理事通知」という。）が発出され、順次これによりご対応いただいているところですが、大学院総合文化研究科・教養学部（以下「本研究科・学部」という。）での大学教員の選考における標題の申告書等の取扱いについては下記のとおりといたしますので、遺漏のないようご対応願います。

記

1. 理事通知1.（1）について

採用にあたり懲戒処分歴等の確認等を実施しなければならない職については「大学教員（特定有期雇用教職員、特定短時間勤務有期雇用教職員及び非常勤講師を含む）」とされているところ、本研究科・学部においては具体的には以下の通りとなります。

- （1）教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「専任教員」という。）
- （2）特定有期雇用教職員である特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教（以下「常勤特任教員」という。）
- （3）特定短時間勤務有期雇用教職員である特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教（以下「非常勤特任教員」という。）
- （4）非常勤講師（雇用か否かを問わない。ただし、本学の他部局所属の専任教員及び常勤特任教員である場合を除く。以下同じ。）

2. 理事通知1.（3）の例③について

「空白期間において大学教員に再採用される場合」については懲戒処分歴等の確認を行うこととされているところ、本研究科・学部の非常勤講師の雇用又は委嘱にあつては、前年度に本研究

科・学部の非常勤講師として雇用又は委嘱の実績がある者を当年度も非常勤講師として雇用又は委嘱しようとする場合は空白期間はないものとみなすこととします。

例えば、前年度の S セメスターにのみ本研究科・学部の非常勤講師として雇用又は委嘱の実績がある者を当年度も S セメスターに非常勤講師として雇用又は委嘱しようとする場合は空白期間はないものとみなし、懲戒処分歴等の確認は不要とします。

3. 理事通知 2. (1) について

懲戒処分歴等の確認については「大学教員の選考段階（採用内定前）において、応募者等に対して、別紙「学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分に係る申告書」又は同内容の情報が確認できる任意の方法で、1. (2) に記載した内容の申告を求める」とされているところ、本研究科・学部においては、当該申告書様式（書面又は電子データのいずれでも可）を用いて申告内容を確認することとします。

なお、最終候補者又は非常勤講師として雇用又は委嘱しようとする者に係る当該申告書は総務課人事チームにおいて保管することとします。そのため、専任教員、常勤特任教員及び非常勤特任教員の場合には人事提案の提出時に、非常勤講師の場合には非常勤講師雇用・委嘱計画調書の提出時に、それぞれその他の必要書類とともに総務課人事チームまでご提出願います。

また、当該申告書において「有」を選択した者を最終候補者として人事提案しようとする場合又は非常勤講師として雇用又は委嘱しようとする場合には、合わせて理由書（任意様式）をご提出願います。

4. 本通知の適用時期について

本通知の適用時期については以下の通りとします。なお、本通知より前に取得した申告書の取扱いについては必要に応じて総務課人事チームまでご相談ください。

- (1) 専任教員、常勤特任教員及び非常勤特任教員に係る選考 本通知日以降に人事確認書により確認書番号を取得したもの
- (2) 非常勤講師に係る選考 本通知日以降に候補者の選抜を開始したもの

【本件担当】

教養学部等総務課人事チーム

jinji.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

令和 6（2024）年 5 月 14 日

各 部 局 長 殿
本 部 各 部 長 ・ 各 部 局 事 務 （ 部 ） 長 殿

理 事
相 原 博 昭

学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の教員選考段階における確認等について

このたび、令和 5 年 9 月 29 日付け 5 文科高第 958 号「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について」（以下、「文科省通知」という。）のとおり、文部科学省高等教育局長から通知があり、大学においても、セクハラ・性暴力等の防止や行為者への厳正な措置に取り組むことにより、学生が安心して就学できる環境を確保することが求められています。

その中で、過去にセクハラ・性暴力等を行ったことを原因として懲戒処分等を受けた者が、その事実を秘匿して再び教員として採用されることは、新たな被害を生むことにつながりかねないことから、学生へのセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認等を教員採用段階において行うよう依頼されております（文科省通知「第 2 教員採用段階における学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認」参照）。

本学においても、学術の教育・研究の場である大学にふさわしい環境づくりを目指して、文科省通知の趣旨を鑑み、今後、以下のとおり各部署で対応いただくこととしますので、遺漏の無いようご対応願います。

記

1. 懲戒処分歴等の確認等の対象

懲戒処分歴等の確認等の対象は、以下のとおりとします。

（1）採用にあたり懲戒処分歴等の確認等を実施しなければならない職

大学教員（特定有期雇用教職員、特定短時間勤務有期雇用教職員及び非常勤講師を含む。）

（2）確認すべき懲戒処分歴等

学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分並びにその原因となった具体的な事由

（3）懲戒処分歴等の確認等を行うべき選考

大学教員として採用する際の選考
例)

- ①他機関から新たに大学教員を採用する場合
- ②本学内の大学教員以外の職から大学教員に採用する場合
- ③空白期間において大学教員を再採用する場合
- ④本学内の他部局において大学教員として雇用されている者を、空白期間なく大学教員に採用する場合（配置換を含む。）

2. 懲戒処分歴等の確認等にかかる対応方法

(1) 懲戒処分歴等の確認

- ・大学教員の選考段階（採用内定前）において、応募者等に対して、別紙「学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書」又は同内容の情報が確認できる任意の方法（以下、「申告書等」という。）で、1.（2）に記載した内容の申告を求めると同時に、経歴詐称は懲戒解雇等につながることを明示してください。
- ・職業選択の自由との均衡を考慮し、応募者等への確認時には、上述の別紙を活用する等して本通知の趣旨を丁寧に説明してください。
- ・特定の選考段階での確認を全学一律に定めるものではありませんが、募集要項例も更新しているため、募集段階において確認を行う場合は活用してください。

(2) 適切な選考の実施

- ・（1）で懲戒処分歴等を申告してきた者に対しては、面接等を通じて、過去の行為の重大性や改善更生の状況等を踏まえ、当該者がセクハラ・性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性があるかどうかを確認し、十分に慎重に適切な採用判断を行ってください。
なお、懲戒処分歴等を有する者であっても、上記のとおり直ちに大学教員としての採用を不可とするものではありません。憲法に保障された職業選択の自由との均衡を考慮し、採用にあたっては慎重に判断してください。
- ・判断の方法は任意としますが、申告書等の情報が秘匿性の高いものであることにご留意ください。

(3) 申告書等の保管

- ・採用が決定した大学教員の申告書等の保存期間について、採用時の書類に準じて、部局で適切に取り扱ってください。
- ・保管場所・保管方法等については紙媒体、電子媒体いずれでの保存でも差支えありませんが、例えば、アクセス権者を制限する、紙媒体の場合には鍵のかかるロッカー等に保管する等、慎重に保管場所等を決定してください。

3. 対応時期

速やかにご対応願います。

4. その他

- ・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（いわゆる日本版DBS。児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどするもの。対象に大学が含まれるか等の詳細は現時点で不明。）が今後法制化された場合は、本通知に変更が生じる可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・東京大学統一履歴書については、選考完了後の採用手続きにおいて必要な情報を取得するための様式です。本通知に伴う変更はありません。

【本件担当】

本部人事企画課人事制度チーム

電話：090-1736-4886, 090-1737-0065, 090-1738-5051

Email: jinji-seido.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

国立大学法人東京大学
選考担当者 殿

氏名

学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする
過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書

(本申告書について)

令和5年9月29日付け5文科高第958号「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について」のとおり、文部科学省高等教育局長から各国立大学法人の長等宛の通知において、セクハラ・性暴力等の防止に向け、各大学において、学内規則の見直しや行為者への厳正な対処等の取組を一層推進するよう求められています。

その取り組みの一つとして、過去にセクハラ・性暴力等を行ったことを原因として懲戒処分等を受けた者が、その事実を秘匿して再び教員として採用されることは、新たな被害を生むことにつながりかねないことから、教員採用段階において、学生へのセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等を確認するよう依頼されています。

本学においても、学術の教育・研究の場である大学にふさわしい環境づくりを目指して、文科省通知の趣旨を鑑み、本申告書（同申告において「有」の場合は、その原因となった具体的な事由に関する別紙を含む。）をご提出いただきます。

なお、採用内定又は採用後に下記申告内容に重大な虚偽記載が発覚した場合には、内定取消しや懲戒解雇となることがあります。

選考においては、本申告を受けて十分に適切な採用判断を行うこととしており、申告の内容が直ちに選考に影響するものではありません。また、申告内容は選考以外の目的には使用せず、使用後は、個人情報保護に関する法律及び関連法令に基づいて厳重に管理します。

(申告内容)

上記内容を確認のうえ、学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分について、下記のとおり申告します。

- 有
その原因となった具体的な事由を別紙のとおり申告します。
- 無

記載内容について事実に相違なく、採用内定又は採用後に上記申告内容に重大な虚偽記載が発覚した場合、内定取消しや懲戒解雇等になることがあることを理解いたしました。

署名（電子署名でも可）

Date:

To the person in charge of selection
at the University of Tokyo

From:

Declaration regarding past criminal penalties, administrative actions, and disciplinary actions due to sexual harassment and/or sexual violence etc. against students

(About this declaration)

In accordance with the notice "Further Promotion of Efforts to Prevent Sexual Violence, Including Sexual Harassment etc.," Notice No. 958 of September 29, 2023, issued by the Director-General, Higher Education Bureau of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT), the heads of the national university corporations have been requested to promote efforts to prevent sexual harassment and sexual violence etc., including carrying out reviews of internal university rules as well as strict handling of offenders.

As one such effort, we have been requested to conduct checks for any history of disciplinary actions for sexual harassment or sexual violence etc. against students during the selection process of academic staff, since it is possibly lead to more victims, if those who have been disciplined for sexual harassment or sexual violence etc. are allowed to be employed as academic staff again while concealing the fact that they have been disciplined in the past.

As the University of Tokyo also aims to create an environment appropriate for academic education and research, we ask that you submit this declaration (including a separate sheet giving specific reasons for disciplinary action, if you mark "Yes" in the declaration) in light of the MEXT notice.

In the event of any serious misrepresentation in the declaration is discovered after an offer of employment is made, the offer may be rescinded, or the applicant may be dismissed on disciplinary grounds.

The selection process will take this declaration into account to make appropriate employment decisions. However, the contents of the declaration

will not immediately affect the selection process. The contents of the declaration will not be used for any purpose other than the selection, and will be strictly managed in accordance with the Act on the Protection of Personal Information and related laws and regulations after use.

(Declaration)

After reviewing the above information, I hereby declare the following past criminal penalties, administrative actions, and disciplinary actions due to sexual harassment and/or sexual violence against students

Yes

Specific reasons for the disciplinary actions etc. are given in the attached sheet.

No

I understand that in the event of any serious misrepresentation in the declaration is discovered after an offer of employment is made, the offer may be rescinded, or I may be dismissed on disciplinary grounds.

Signature (Electronic signatures are acceptable)

令和 年 月 日

スプリット・アポイントメント申請書

部 局 長 名 : 大学院総合文化研究科長

フリガナ	カンシャ ヤスキ		
氏 名	菅 蔗 寂 樹	職 名	教授
生年月日 (年齢)	昭和53 (1978) 年 6月26日 (47歳)		
スプリット・アポイントメントを適用する営利企業の情報	営利企業の名 称	ダイキン工業株式会社	
	営利企業の事業内容	「空調」「化学」「フィルタ」を柱に多彩な製品とサービスをグローバル市場で展開	
	従事する職名	主席技師	
	従 事 場 所	ダイキン工業テクノロジー・イノベーションセンター	
	従事内容及び責任の程度	ダイキン工業のサービス・商品に適用するための技術開発リーダー	
	本学との利害関係の有無	共同研究：有	
期 間	令和7 (2025) 年4月1日～令和8 (2026) 年3月31日 (更新) (前期間：令和6 (2024) 年4月1日～令和7 (2025) 年3月31日)		
業務割合及び報酬額等	本 学：80%	適 用 給 与	教(一) 一年俸制
	営利企業：20%	給与の支給方法	個別一括
	営利企業の業務に連続して1月を超える期間従事する場合の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
研究成果の取り扱い	原則として、それぞれの機関における業務の結果生じた研究成果の取扱いは、それぞれの機関の規則によることとし、疑義が生じたときには協議のうえ決定する。		
①目的に合致することへの具体的説明 (本学の研究力強化、営利企業との連携・協力による本学の研究基盤の強化、本学教員の研究の一層の発展並びに東京大学としての社会的貢献)	当該教員は産業プロセスの省エネルギー化において多くの研究開発実績を有する。また、所属する総合文化研究科附属国際環境学教育機構においてエネルギー問題のみならず大気や水環境の改善技術の研究開発を実施している。ダイキン工業株式会社は空調機メーカーとして世界トップシェアである。本スプリットアポイントにより、両者は世界最先端の空調機器や空気環境計測・制御技術の知見を共有することができる。これらの知見は、快適性の新規基準の設定およびセンシング技術に関する研究の深化・促進につながり、省エネルギー技術の研究開発や大気環境改善の研究基盤となる。ダイキン工業株式会社はメーカーということで社会のニーズに即座に対応が求められる。そのため、当該教員も昨今のコロナウイルスへの対応を考慮して換気と省エネの両立を目指すことや、さらには空気清浄機との連携した空調技術の開発といったこれまで検討していなかった分野についての研究開発にも携わっている。また、当該教員が実際に実験サイトとなる建物を訪問し、検討内容の説明のみならず、天井裏や床下にある		

	<p>空調配管の構造の確認も行うといった機会を得た。さらには、ダイキン工業株式会社の欧州子会社であるダイキンヨーロッパ社の工場(ベルギー王国オステンド工場)を訪問し、実際の製造現場と研究開発施設を見学するとともに、現場の職員と意見交換を行う機会を得た。日本とは異なるヨーロッパの政策と、その政策に向けた取り組みや対応方法を学ぶ機会を得ることができ、今後、それらの知識を自身の国際環境学の研究に反映させていくことも期待される。実際、2024年度には、アメリカ、マレーシア、オーストラリア、中国といった海外の研究機関との研究連携の可能性について模索してきている。特に、当該教員がこれまで主として来た産業部門の検討をダイキン工業が得意とする業務や家庭部門に拡張して検討することで社会全体、さらには、地球規模の研究開発につなげることができる。また、これらの知識や実施してきた研究成果を、本学の教員と共有することで、本学全体の研究基盤の強化を図る。実際、令和3年1月からのスプリットアポイントメント期間において当該教員がダイキン工業の空調機に使われている制御手法や運転時の問題点などを技術者より直接的に学ぶとともに、当該教員が有する最新の制御運転手法やデータ解析手法をダイキン工業技術者に指導し、お互いの検討水準の強化を図ってきた。さらには、営利企業との連携という強みを生かし、研究成果の社会実装を促進することができる。実際、空調営業本部や外部の調査会社などとの会議にも参加して、製品の販売や顧客へのサービスまでを視野に入れた研究開発を進めている。この間において東京大学の技術を基盤に東京大学とダイキン工業株式会社の共同でセンシング技術に関する特許出願を行った。さらには、ダイキン工業株式会社内において携わった課題についても特許を出願するとともに更なる成果発表の可能性も検討している。今後、それらの技術を実機に導入するための検討も進めている状況にある。長期的には、本学とダイキン工業の更なる人的交流の強化および相互の技術的な連携・協力にもつながるといえるが、東京大学の学生や研究員がダイキン工業株式会社を実際に訪問する機会を設けること、当該研究員が所属する国際環境学教育機構のフィールドワークの講義をダイキン工業株式会社の協力のもと行うことの可能性についての検討を当該教員が中心となって引き続き進めている。それらの取り組みの一環として、2024年度には、実際に、当該教員の指導学生のうち修士課程の学生がダイキン工業株式会社と東京大学が主催するグローバルインターンシップに参加している。当該教員もそのグローバルインターンシップにおいて、ダイキン工業株式会社の主席技師として空調機の基本技術について当該教員の指導学生を含めた参加する学生全員に解説するなど、産業および學術の両面から本学の学生の指導にも貢献している。</p>
<p>②部局が責任をもって支援し、当該教員の教育研究活動及び部局の研究教育と運営が支障なく遂行できるものであることへの具体的説明 (本学教員の勤務割合が50%未満の場合は、別紙に記載)</p>	<p>当該教員の教育研究活動については、担当講義数(演習等も含む)を軽減するとともに学内諸業務の質的軽減に努める。そのための代替講義担当者や事務職員は当該教員所属の総合文化研究科附属国際環境学教育機構に対して手当とする。実際に、国際環境学教育機構では、この手当を専任の助教雇用のための原資の一部に充てている。部局の研究教育と運営については、エフォート率20%に相当する講義担当者および事務職員を確保することによって、部局全体での教職員と各種業務の割り当て見直しを行う。</p>
<p>③部局において利益相反に関する管理が適切に行われることへの具体的説明</p>	<p>東京大学利益相反ポリシーに基づき、総合文化研究科利益相反アドバイザリー機関が、当該教員の利益相反行為に関する相談に応じるとともに、必要な助言、指導及び定期的な確認を行うなど適切な利益相反マネジメントを行っており、当該教員と当該営利企業とのスプリット・アポイントメント及び共同研究については、利益相反アドバイザリー機関において利益相反のおそれがないことを確認している。万が一、利益相反が生じる事由が発</p>

	生ずるおそれがある場合は、総合文化研究科長と相談のうえ、東京大学利益相反マネジメント委員会規則に従い、東京大学利益相反マネジメント委員会の助言又は指導を仰ぐとともに、必要に応じて教授会にはかり、適切な利益相反マネジメントを行うものとする。
④本学教員としての倫理が保持されるものであることへの具体的説明	ダイキン工業と本学における「産学協創協定」の目的を遵守するとともに、教職員倫理規定、情報倫理規定及び研究倫理に関する諸規則を遵守する旨が協定書に規定されるので、本学勤務中は本学の教職員倫理規定の適用を受ける。つきましては、スプリット・アポイントメントに影響されることなく、本学教員としての倫理は保持されることとなる。
⑤その他職務の公正性、透明性及び信頼性が確保されるものであることへの具体的説明	ダイキン工業と本学における「産学協創協定」の元で行われるスプリット・アポイントメントであり、本学での業務とダイキン工業での業務については、業務内容と業務時期がそれぞれ明確に定められ、協定書において明文化される。また、守秘義務についても協定書に規定されるので、職務の公平性、透明性及び信頼性は問題なく確保される。
特記事項	スプリット・アポイントメント期間は、ダイキン工業との産学協創協定満了を越えない範囲において、単年度ごとの更新とする。 教授会承認日：令和 年 月 日

※年齢は、スプリット・アポイントメント開始年度における年度末年齢

本件担当：本部人事企画課人事制度チーム